

令和3年度スポーツ庁委託事業

「障害者スポーツ推進プロジェクト」

(地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)

成果報告書



令和4年3月

しょうがいスポーツリンクージくまもと

代表機関 NPO 法人 A-l i f e なんかん

目次

I 障がい者スポーツ推進プロジェクト

1 事業の目的	3
2 実施事業の概要	3
3 事業効果	4
4 まとめと今後の課題	5

II 実行委員会

1 会議の目的	6
2 検討事項	6
3 構成員	6
4 成果及び評価	7

III 実施事業

1 ボランティアの育成	
（ 1 ） 事業の目的	8
（ 2 ） 事業の実施概要	8
（ 3 ） 取組内容	8
（ 4 ） 成果及び評価	9
2 関係者間の連携した取組をコーディネートする人材の育成・活用	
（ 1 ） 事業の目的	10
（ 2 ） 事業の実施概要	10
（ 3 ） 取組内容	10
（ 4 ） 成果及び評価	10
3 障がい者が日常的に利用する施設等におけるスポーツの機会の提供	
（ 1 ） 事業の目的	10
（ 2 ） 事業の実施概要	10
（ 3 ） 取組内容	10
（ 4 ） 成果及び評価	10
4 障がい当事者以外も巻き込んだ障害者スポーツ種目の体験・理解の推進	
（ 1 ） 事業の目的	11
（ 2 ） 事業の実施概要	11
（ 3 ） 取組内容	11
（ 4 ） 成果及び評価	16
5 現職教員に対する障がい者スポーツのノウハウの普及	
（ 1 ） 事業の目的	16
（ 2 ） 事業の実施概要	16
（ 3 ） 取組内容	16

(4) 成果及び評価	16
6 新しい生活様式を踏まえたスポーツ参画機会の創出	
(1) 事業の目的	18
(2) 事業の実施概要	18
(3) 取組内容	18
(4) 成果及び評価	18
IV コロナ禍における事業の取り組み	24
V 研究報告	25
熊本県内における公共の社会体育施設（スポーツ施設）における障がい者の利用等の アンケート調査	

I 障がい者スポーツ推進プロジェクト

1 事業の目的

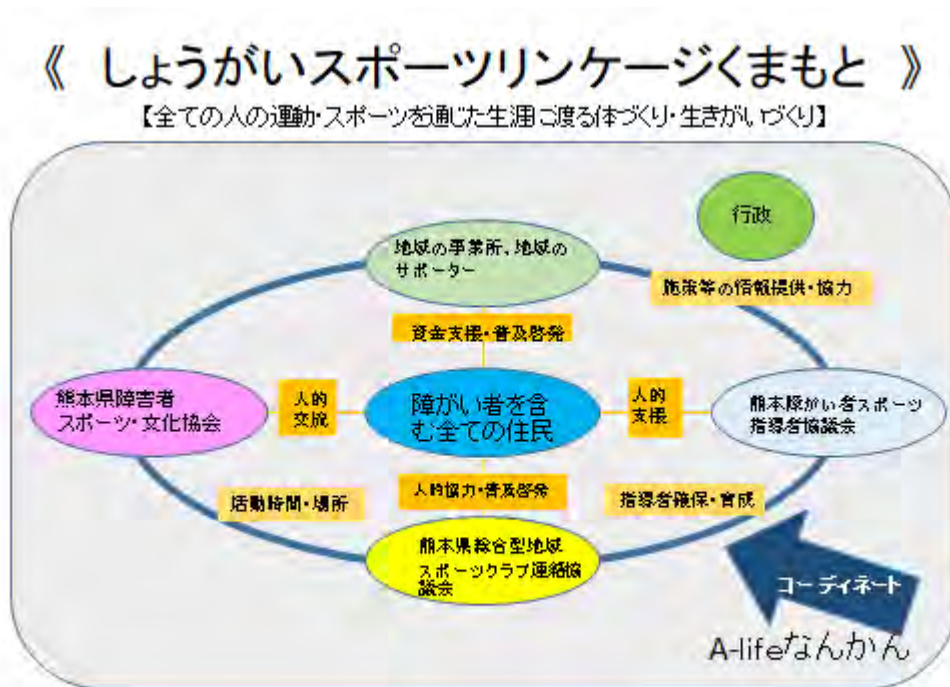
さまざまな個性を持った障がい者は気軽にスポーツに親しむ場も選択肢も極々限られている。この課題を解決するためにはまず地域での場づくりが重要である。また、障がい者に限らず福祉施設・介護施設等の利用者の運動機会の細かな実態が行政において把握されいないことに加えて、熊本県内における障がい者スポーツの振興に関しては、現在のところ行政の所管が異なることから健常者のスポーツ振興と別に行われている状況である。

このような中、県内の障害者スポーツ競技団体「熊本県障害者スポーツ・文化協会」と障害者スポーツを支援する「熊本障がい者スポーツ指導者協議会」の2団体と地域のスポーツ振興を担っている「熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」、この3団体が基幹となり行政に先駆ける共同事業体としてコンソーシアム「しょうがいスポーツリンクージくまもと」を設立。初年度の取り組みを踏まえ、障害者スポーツを含めた生涯にわたって全ての人々がスポーツを行うことができる「場」を地域につくり定着させることを目的とし、課題解決に向けた取り組みを実践する。

2 実施事業の概要

(1) コンソーシアム「しょうがいスポーツリンクージくまもと」の構成図

事業を遂行するにあたり、障害者スポーツコンソーシアムを令和2年度に設立した。そのコンソーシアムにて会議を開催し、事業の適合性や各事業の取り組みの進捗状況の確認、成果と課題改善点を協議し共有し、普及啓発を推し進める。



(2) 事業内容

構成団体の協働事業としてイベント型ではない定期的な障がい者スポーツ教室を熊本県下全域に広げる連携モデルを形成する。将来的には教育機関である特別支援学校・学級や福祉施設等事業所等へと連携を拡大し、子どもから高齢者までどの世代も取り残さないネットワークを結ぶ。

そのために、県下各地域の公共体育施設等を対象にした障がい者・障がい者スポーツ利用の実態調査研究を行い、コンソーシアム構成団体と共有することで地域に密着した場づくりを推進する。

また、この調査結果を参考に前年からのスポーツ指導者と地域とのマッチングモデルを地域に定着させる一方、障がい当事者の多様なスポーツへのアプローチにIT技術等を活用して試験的に取り組み、障がいのある・なしにかかわらず【する・みる・ささえる】スポーツの推進を目指す。

1. ボランティアの育成

①障がい者のスポーツボランティアへの参画の促進

②ガイドランナーボランティアの育成

2. 関係者間の連携した取組をコーディネートする人材の育成・活用

・本事業の事務局としてNPO法人A-l i f eなんかんによるコーディネート実施

3. 障がい者が日常的に利用する施設等におけるスポーツの機会の提供

・障害者がスポーツを実施できるスポーツ施設情報の調査・集約

4. 障がい当事者以外も巻き込んだ障害者スポーツ種目の体験・理解の推進

①総合型地域スポーツクラブ等における障害者参加型スポーツプログラムの創設・実施

②障害者スポーツ観戦イベントの実施

③障害者スポーツの理解促進に向けた広報事業の実施

5. 現職教員に対する障がい者スポーツのノウハウの普及

・小中学校におけるパラリンピック競技種目等の導入・試行・実施等

6. 新しい生活様式を踏まえたスポーツ参画機会の創出

① インターネット等の IT 技術を活用した外出・移動等を伴わない形での障害者のスポーツ参画機会の創出

② インターネット等の IT 技術を活用した障害者が参加できる新しいスポーツ競技の実施方法の検討、大会の試行・実施等

3 事業効果

昨年度立ち上げた障がい者スポーツコンソーシアムの実働の年として、さまざまな事業に精力的に取り組んだ。障がい者スポーツ指導者協議会の指導技術と総合型スポーツクラブの地域に密着した運営スタイルを融合させ、それぞれの団体で培ったノウハウのマッチングモデルの展開は、実際に多くの事業を行う中で非常に効果的であり、今後も更に連携を深めたい。

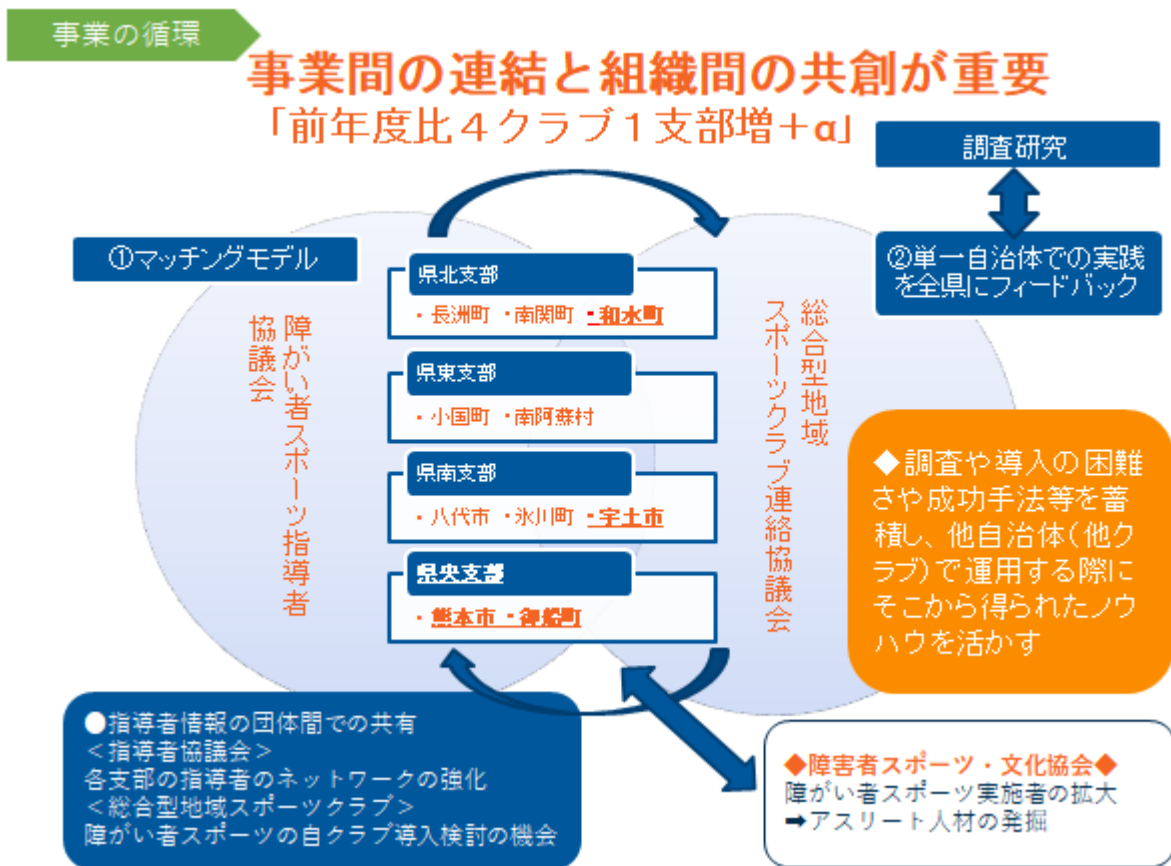
また、eスポーツや分身ロボットなど新しい技術を用いた取り組みも実施した。体験した障がい当事者をはじめ関係者からも大変好評であった。実施日に向けて生活に積極性が増したなどの行動変容があったことは、余暇充実・生きがい創出に貢献できたといえる。

4 まとめと今後の課題

この事業を継続・拡大するための活動の拠点を総合型スポーツクラブとすることは、本年度でこのコンソーシアムにおける共通認識となった。引き続き、それぞれの特性を理解し協働することで県内に限らず各地域で好循環の形成は可能である。次年度以降も各地域に潜在する指導者の発掘育成を行い、総合型スポーツクラブと障がい者スポーツ指導者協議会のマッチングに繋げる。これにより新たな教室の創出と定着に加え福祉事業所内などでの展開も想定され、それに係る実施モデルの検討も必要である。併せて、本年度の調査に基づいて、実際に地域の体育施設で障がい者が気軽にスポーツを実施できるかどうかを細かく検証することが必要であろう。

また、本年度の取り組みを進める中で、障がい者スポーツ推進に関心のある自治体や総合型クラブからも情報提供の依頼や相談が寄せられ、本コンソーシアムが障がい者スポーツ理解や取り組みへのつなぎ役となる窓口のように認識されてきたことは大きな成果である。ここから分かるのは、実際に活かした障がい者スポーツ情報の拠点（ハブ）機能が期待されているということである。

最終的な一番の課題は、これらの事業の自走型への移行である。総合型スポーツクラブ運営の基本でもある「自主運営・受益者負担」をベースに、教育部局だけでなく福祉部局からの公的支援や事業としてのアウトソーシングを提案し運営の安定を図ることが最適であると思われる。併せて地域の企業に対しても障がい者雇用に向けたステップとして資金協力・会場提供等のサポートを依頼し、障がいの有無にかかわらず多様な人々が関わり合う地域に密着した展開を促したい。



II 実行委員会

1 会議の目的

令和2年度に設立した障がい者スポーツコンソーシアム「しょうがいスポーツリンケージくまもと」の構成団体の更なる連携を深め、障がい者が身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備を行う。

2 検討事項

- ・事業の適合性や各事業の取り組みの進捗状況の確認
- ・成果と課題改善点の協議並びに共有
- ・障がい者スポーツの普及啓発の推進

3 構成員

会議にあたる構成員は同コンソーシアム構成団体および研究者・協力者から成る。

- ・障がい者スポーツ団体（県規模）×1名
- ・障がい者スポーツ指導者団体（県規模）×1名
- ・地域スポーツ団体（県規模）×2名
- ・地域スポーツ団体（町規模）×3名※事務局
- ・社会福祉団体（町規模）×1名
- ・行政・教育(町規模)×5名※福祉・社会体育 各2名、教諭1名
- ・研究者（大学教授）×1名
- ・アドバイザー（大学教授）×1名

	氏名	所属・職名	備考
1	辻 啓司	熊本障がい者スポーツ指導者協議会/会長	【座長】
2	中尾 直道	(熊本県社会福祉事業団事業課) 熊本県障害者スポーツ・文化協会/事務局	【副座長】
3	齋藤 久允	熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会/理事長	加盟団体の統括
4	太田黒尚子	熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会/事務局	加盟団体の連絡調整
5	永野 典詞	九州ルーテル学院大学/教授	調査研究
6	行實 鉄平	久留米大学/准教授	アドバイザー
7	阪田 正明 西田 政博	南関町/福祉課 課長補佐 南関町/福祉課 係長	福祉事業情報提供 2回目から交代
8	嶋田 亜紀	南関町/福祉課 主事	
9	武田 博	南関町/教育課 課長補佐	
10	美奈川 徹	南関町/教育課 主事	
11	岩本 愛	南関町第四小学校/特別支援学級 特別支援主任	
12	猿渡 涼	南関町社会福祉協議会/福祉スポーツ担当	スポーツ情報提供
13	原口 護	NPO 法人 A-life なんかん/理事長	
14	山田 健次	NPO 法人 A-life なんかん/ゼネラルマネジャー	事業の企画提案
15	西田 由実	NPO 法人 A-life なんかん/事務局長	コーディネーター

4 成果及び評価

(1) 開催実績等

- ◆第1回 令和3年6月30日(水)／ホテルセキア ホール
 - ・構成員紹介
 - ・令和3年度事業概要

- ◆第2回 令和3年8月25日(水) /ホテルセキア ホール
 - ・事業の進捗状況
 - ・県内の公共スポーツ施設の障がい者利用に関する調査研究
 - ・9月以降の事業推進予定
 - ・令和4年度に向けた各構成員所属団体での取り組み※分身ロボット OriHime のデモンストレーション

- ◆第3回 令和3年12月17日(金)／ホテル熊本テルサ 中会議室C
 - ・事業の進捗状況
 - ・障がい者スポーツ普及イベント報告
 - ・県内の公共スポーツ施設の障がい者利用に関する調査研究報告（中間）
 - ・令和4年度に向けた取り組み

- ◆第4回 令和4年3月4日(金)／くまもと県民交流館パレア 会議室3
 - ・今年度事業の成果と課題の共有
 - ・調査研究の最終報告と共有
 - ・令和4年度事業計画について※同日に障がい者スポーツ指導者との意見交換会議開催

◇オブザーバー出席(第3回・第4回)

- ・熊本県教育庁体育保健課
指導主事 大山道弘 氏
- ・熊本県健康福祉部障がい者支援課
参事 西澤剛 氏



(2) 成果及び評価

コンソーシアム構成員は行政担当者においては異動があったものの、基幹団体は昨年度から継続して携わった。昨年度から事業を進める中で、構成員の特徴を活かし相談できる関係性が醸成されたといえる。各構成員が事業実施における提案や連携先の紹介などの繋ぎ役を積極的に担うことで、活動に即効性と厚みが増した。

会議にはオブザーバーとして県体育保健課と県障がい者支援課から出席。年度当初から通年に渡り相談をお願いしたりアドバイスを受けたりするなかで、県事業にも参画できた。

今年度は最終回に、事業で指導に携わった障がい者スポーツ指導者との意見交換会議を開催。現場指導での意見や感想、今後の検討事項など率直な声を聴取することができ、次年度の取り組みへの参考にすることとした。

Ⅲ 実施事業

Ⅲ-1 ボランティアの育成

(1) 事業の目的

障がいの有無にかかわらず障がい者スポーツを支えるボランティアを育成する。

(2) 事業の実施概要

- ① 障がい者のスポーツボランティアへの参画の促進
- ② ガイドランナーボランティアの育成

(3) 取組内容

① 障がい者のスポーツボランティアへの参画の促進

外出の難しい障がい当事者がスポーツを支える立場としてICT機器利用しスポーツイベント等に携わるきっかけをつくる。

【南関町福祉スポーツ大会への参画】

- ・期 日：令和3年11月5日(金)
- ・実施者：障害者支援施設うすま苑（南関町）入所者
- ・内 容：施設内から分身ロボット【OriHime】を利用し、遠隔から6名が実施。
1)選手宣誓 2)同施設から現地会場に出場した選手の応援



② ガイドランナーボランティアの育成

ガイドランナーの養成を目指すとともに、障がい者スポーツの理解促進を図り、いつでも誰でもが地域でスポーツに親しむ環境を創出する。

i ガイドランナー養成講習会の開催

- ・実施期間：令和3年7月～令和4年1月
- ・対象者：一般
- ・指導者：熊本障がい者スポーツ指導者協議会
- ・内 容：視覚障がい者・ガイドランナーについてそれぞれ講義と実技を実施。

地域	期日	会場	参加者数	協力クラブ
県北	7月23日（講義）	23日のみわライヴ	6名	NPO法人A-lifeなんかん
	7月24日（実技）	南関町B&G海洋センター		
県央	8月29日	熊本市青年会館	7名	NPO法人スポレクエイト
県南	1月22日	豊野少年自然の家	15名	NPO法人うとスポーツクラブ



ii ガイドランナーボランティア講演会（オンライン）

- ・ 期日： 令和3年8月17日
- ・ 対象者：熊本県立玉名工業高校 陸上部・生徒会関係者を中心とした生徒・教員28名
- ・ 講師：熊澤典良氏（鹿児島大学大学院理工学研究科 機械工学専攻 准教授）
- ・ 内容：競技者・指導者・支援者・研究者という多面的なスポーツアプローチの講演会を工業系の高等学校生を対象に実施。多面的な障がい者スポーツへの関わりの啓発とボランティアへの志向性を高める一方、学生自らの学びが障がい者スポーツに寄与する将来性を示唆するなどキャリア教育も行う。

講師自らが陸上競技者・障がい者スポーツ指導者中級資格保持者・ガイドランナーとして支援に携わりながら視覚障がい者補助具の研究者でもある。当初は、講演に併せてガイドランナーボランティアの体験と同氏が研究する視覚障害者の進路誘導装置の実演を学校グラウンドのトラックと使って実施する予定だったものを、コロナ感染状況悪化に伴いオンラインで実施。

（4）成果及び評価

養成講習会や講演会の参加者たちはガイドランナーを初めて知った者が多かった。パラリンピックでのランナーと共に活躍するガイドランナーの実際の走りの映像に驚いた様子で、視覚障害の体験やガイドロープを使った誘導體験などを取り組んだ。

一般募集に際しては「養成講習会」の形で募集したためか講座内容のハードルが高いという印象を与えたようで、募集に苦戦した。今後募集要項等作成時には表現の工夫が必要である。この他にも、集合の体験内容が含まれていることから、コロナ感染症への懸念があったことは間違いない。

一方、受講アンケートでは講座に対する満足度が高く、視覚障がい者理解が深まったなど感想が聞かれ、コミュニケーション能力の研修としても団体・組織での体験は効果的あり普及が見込める。

講習会参加者からの意見に、ガイドランナーについて紹介するパンフレットがなく啓発や募集に苦慮しているのとの声があり、今後普及のためにはパンフレットの作成も取り組むことも検討すべきであろう。

Ⅲ - 2 関係者間の連携した取組をコーディネートする人材の育成・活用

(1) 事業の目的

本事業を円滑に進めるため、地域人材を活用し事業進捗の把握と構成団体間の連携を促す。

(2) 事業の実施概要

本事業の事務局としてNPO法人A-l i f eなんかんがコーディネートを行う。

(3) 取組内容

すべての事業における連絡調整業務、事業の具体化に向けた企画コーディネート業務

- ・事業コーディネーター 同法人所属の西田由実
- ・期間：令和3年6月～令和4年3月

(4) 成果及び評価

事業コーディネーターである西田は本コンソーシアムに前年度から継続して携わっており、関係者とのこまめな連絡体制をとることにより、事業の円滑な推進に努めた。同人は障がい者スポーツ指導員(中級)の資格を有しており、熊本障がい者スポーツ指導者連絡協議会にも加入し活動している。継続して事業コーディネートを行う中で、障がい者スポーツ未実施の地域・自治体や他団体などからも問い合わせがあり情報提供や事業の具体化を行った。今後更なる連携拡大の可能性がある。

Ⅲ - 3 障がい者が日常的に利用する施設等におけるスポーツの機会の提供

(1) 事業の目的

障がい者の身近な地域におけるスポーツ施設の利用促進と利用する上での課題を明らかにし、障がい者スポーツ推進の基礎資料とする。

(2) 事業の実施概要

障がい者がスポーツを実施できるスポーツ施設情報の調査・集約

(3) 取組内容

熊本県内における公共の社会体育施設（スポーツ施設）における障がい者の利用等のアンケート調査研究

- ・研究者：九州ルーテル学院大学教授 永野典詞
- ・調査期間：2021年10月10日～1月23日
- ・対象者：熊本県45市町村を対象とした。

回答は24自治体、回答率は53.3%。

- ・報告書は『Ⅳ調査報告』参照

(4) 成果及び評価

社会体育施設に特化したバリアフリー等調査は熊本県内ではなされていないということから、昨年度の取り組みから実際地域で障がい者がスポーツを実施するための環境について調査したものである。県内の公共体育施設のバリアフリー化と併せて、設置者の障がい当事者の施設利用促進に対する意識も調査することができた。

今後は、これをもとに身近な地域の施設を障がい当事者とともに実際に利用し、その利便性を検証したい。

Ⅲ-4 障がい当事者以外も巻き込んだ障害者スポーツ種目の体験・理解の推進

(1) 事業の目的

クラブを主体とした障がい者スポーツ推進が可能となるよう、障がい者スポーツ指導者協議会等から教室の運営についてのアドバイスや指導者派遣を行い、地域に総合型スポーツクラブを基盤とした協働のきっかけをつくる。

(2) 事業の実施概要

- ①総合型地域スポーツクラブ等における障害者参加型スポーツプログラムの創設・実施
- ②障害者スポーツ観戦イベントの実施
- ③障害者スポーツの理解促進に向けた広報事業の実施

(3) 取組内容

- ①総合型地域スポーツクラブ等における障害者参加型スポーツプログラムの創設・実施

令和2年度に障がい者スポーツ推進を希望した総合型スポーツクラブ6団体を中心として地域に障がい者が参加できるプログラムを試験的に実施し、継続開催方法の検討を図る。また、このプログラム実施の場を、障がい者スポーツ指導者協議会所属において指導経験の浅い指導者に対しての指導技術の学びの場も兼ね、指導者協議会地区部会の企画力の向上を図る。

- ・実施期間：令和3年8月～令和3年12月
- ・対象：県内4地区8クラブ

◆事業内容

- ・新規希望クラブ2団体⇒ヒアリングシート作成。オンラインでの打ち合わせ・勉強会等実施
- ・昨年から継続したクラブ6団体⇒クラブの地域特性に沿った体験会講習会を計画実施
- ・地域コーディネーターの活用 昨年からの継続クラブには地域の調整や活動報告作成を依頼

◇事前ミーティング実施（全てオンライン）

令和3年10月5日【指導者協議会地区部長等ミーティング】

◇内容 事業説明・今後の協働方法の確認

◇出席者	指導者協議会県東支部長	本田憲昭
	(NPO法人クラブ南阿蘇 兼務)	同上)
	同 県北支部長	上田久美
	同 県南副支部長	中大窪涉
	小国ゆうあい倶楽部クラブマネジャー	山中清志 ※クラブ会議の代替参加
	事業コーディネーター	西田由実

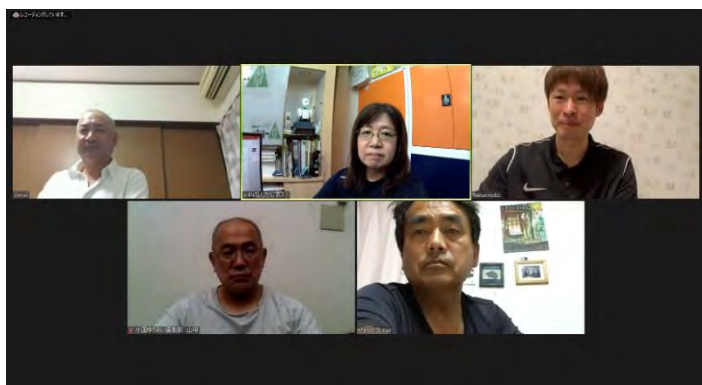
令和3年10月9日【総合型スポーツクラブ担当者ミーティング】

◇内容 事業説明・事業提案・今後の協働方法の確認

◇出席者	ひかわスポーツクラブ	齋藤久允
	やつしろ総合型スポーツクラブ「リ・ボンズ」	村上久江
	NPO法人長洲にこにこクラブクラブマネジャー	橋垣真美
	事業コーディネーター	西田由実
	(NPO法人A-lifeなんかん事務局長 兼務)	同上)

令和3年10月21日【県南ブロックミーティング】

- ◇内容 スケジュール調整・地域での課題整理
クラブ既存の教室での障がい者スポーツ普及から始めることに決定
- ◇出席者 指導者協議会県南支部長 中大窪渉
ひかわスポーツクラブ クラブマネージャー 齋藤久允
やっしろ総合型クラブ「リ・ボンズ」会長 村上久栄
事業コーディネーター 西田由実



※各クラブ実施内容は次表参照

まとめ

総合型地域スポーツクラブにおける障がい者参加型プログラムを創設していくための基盤づくりを各クラブで進めた。前年度に引き続き取り組んだクラブ(県北・県東・県南6クラブ)を中心に、今後も地域での推進を担う立場として障がい者スポーツをクラブの特色とするための連携の方法を検討する取り組みを行った。

また、新たに問い合わせのあった県央のクラブに対しては、ヒアリングののち共に実施内容を検討した。知らないこと知るべきこと深めることは何なのかを知るため、クラブ関係者向けの研修会を行い障がい者スポーツへの理解を深め継続のきっかけとなった。

●各クラブ実施内容

クラブ名 (自治体)	指導者協議 会支部・派 遣指導者数	期日/会場	対象者	参加人数	内容
NPO法人長洲 にこにこクラブ (長洲町)	県北支部 1名	11月16日 長洲中学校 腹赤中学校 同日2カ所	中学生と教 員	長洲中 57名 腹赤中 66名	ガイドランナー体験会 ◆行政の社会体育と福祉担当者が同 席。今後の導入について検討の機会 提供となった。
NPO法人 A—lifeなんか ん (南関町)	県北支部 ①3名 ②1名※理 学療法士	①11月28日 ②2月8日 南関町B&G海洋 センター	①スポーツ 指導者 ②クラブス タッフ	①18名 ②4名	①指導者講習会(ボッチャ・ふうせん バレーボール・ゴールボールの体験) ②身体の動き指導法講習会 ※当初、支援学級在籍児童向けに募 集。のちスタッフ研修に変更。
クラブなごみ (和水町)	県北支部 ※中止 2名予定	1月26日予定 和水町中央公 民館大会議室	障がい者就 労施設利用 者とクラブ 関係者ほか	—	ボッチャ体験 ※コロナ感染状況拡大により中止
フネッピーすこ やかスポーツク ラブ (御船町)	県央支部 1名	11月20日 オンライン	クラブ事務 局・指導者	5名	県内の障がい者スポーツに関するオ ンラインセミナー ◆まず障がい者スポーツの基礎を知 るための講座を開催
ひかわスポーツ クラブ (氷川町)	県南支部 3名	11月21日 宮原体育館	クラブ定期 教室参加者	26名* 幼7 小6 高校生 以上13名	ボッチャ体験 ◆初めてボッチャに触れた方が多 い。告知の方法が今後の検討課題
やつしろ総合型 クラブ「リ・ポ ンズ」(八代市)	県南支部 11月 2名 12月 3名 ※1月中止	11月19日 12月17日 八代第五中学 校	クラブ定期 教室参加者	のべ53名* 幼8名小22 高校正以上 23名	ボッチャ体験 ◆初めてボッチャに触れ、障がい者 の参加もあった。施設のトイレの事 前点検が必要であると反省。
NPO 法人 クラブ南阿蘇 (南阿蘇村)	県東支部 3名	11月20日 久木野体育館	支援学級生 徒・クラブ関 係者・スポ ーツ 推進委員・ 一般	20名 中学生5 名・高校生 以上15名	障害者フライングディスクディス ク体験 ◆県内クラブ交流大会を兼ねて開 催。地域内の学校・障がい者にも声 をかけ参加もあった。
小国ゆうあい倶 楽部(小国町)	県東支部 ※未実施	日程調整でき ず	障がい者福 祉施設入所 者	—	◆地域内障がい者福祉施設のアプ ローチを予定していたがコロナの影響 で進展しなかった。
計		10回		249名	

②障害者スポーツ観戦イベントの実施

パラリンピック情報の提供と県内出身選手の応援ムーブメントの創出

- ・期日：令和3年8月～9月
- ・内容：パラリンピック県関係選手応援企画として、本コンソーシアム公式Facebookページにパラリンピックに関する情報を掲載し応援した。パラリンピックのスケジュール、障がい種別のクラス分け情報、県関係先週の情報などを集約。パラリンピックの開催自体や詳細が明らかになったのが遅かったため、大きなムーブメント創出まで至らなかったことが反省点である。

③ 障害者スポーツの理解促進に向けた広報事業の実施

i 『しょうがいスポーツシンポジウム』の開催（集合とオンラインのハイブリッド開催）

障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツ関係者の意見交換の場を設け、インターネットで公開することで全国に向けて障がい者スポーツの理解を促す。

- ・期日：令和4年1月23日(日)
- ・会場：熊本城ホール 会議室A（熊本市）
- ・対象者：一般
- ・内容：

◆スポーツ庁障がい者スポーツ政策説明

スポーツ庁障がい者スポーツ振興室係長 片山真貴 氏

◆シンポジウム

登壇者・パラリンピアン 浦田理恵 氏（ゴールボール）

- ・熊本障がい者スポーツ指導者協議会会長 辻啓司 氏
- ・NPO法人北九州スポーツクラブACE 上村将輝 氏
- ・eスポーツ支援事業者（株）ハッピーブレイン 池田竜太 氏
- ・久留米大学 行實鉄平 氏 *ファシリテータ

「共に“つくる”しょうがいスポーツの未来を“かたる”」場として2つのテーマで進行。

- 1) 障がい者スポーツ実施における障壁や課題～過去から現在
- 2) 地域スポーツとしての障害者スポーツの展開～将来に向けて



まとめ

本シンポジウムの模様はインターネットを介し（YouTubeライブ配信）、全国に向けて広く視聴可能とし障がい者スポーツの啓発を行った。また、メディアアクセスの確保のため配信会場の参加も可とした。現地会場では十分なスペースを確保し念入りにコロナ感染症対策を行い、遠方の来場者等へはYouTubeライブ配信利用を促した。

新たに音声認証による自動文字変換ソフトを試験的に導入し（シンポジウム部分のみ）、聴覚障害者への対応にも取り組んだ。一部変換の不備はあるものの今後の活用の可能性を確認できた。

シンポジウムを通じて、それぞれの特性を活かし融合・共存する〈ごちゃ混ぜになる〉ことで発展が期待できることが共通の認識となった。

◆本シンポジウムはYouTubeで公開中。公開URL <https://youtu.be/QPjAyA0w15Y>

ii 総合型地域スポーツクラブ県内クラブ交流大会での障がい者スポーツの実施

- ・期 日：令和3年11月13日(出)
- ・会 場：球磨村サクラドーム周辺（メイン会場・豪雨災害被災地域）
サテライト会場（南関町）・分散日開催（4会場）で統一種目として実施。
※球磨村と南関町をオンラインで繋ぎ、お互いの様子を眺めながら進行
- ・対象者：クラブ関係者及びクラブが募集した一般
- ・指導者：熊本障がい者スポーツ指導者協議会
- ・内 容：熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が例年開催している「県内クラブ交流大会」事業において、統一種目のひとつとしてフライングディスク大会を実施し普及啓発を行う。
※コロナウイルス感染拡大により集合できない場合の代替案として用具の貸し出しも行き、クラブ別での分散開催も可能とした。参加者総数 124名（3才～73才）

iii 地域での理解促進事業 児童クラブ等での体験活動

南関町を中心とする児童に対して、障がい者スポーツ体験活動を通じ児童期からの障がい者スポーツの普及を図る。

- ・実施期間：令和3年8月～11月
- ・対象者：南関町・和水町4カ所の児童クラブ、長洲町4小学校の放課後子ども教室の利用児童
- ・指導者：熊本障がい者スポーツ指導者協議会（県北支部を中心に派遣）
- ・コーディネート：南関町・和水町＝A-lifeなんかん、長洲町＝長洲にここクラブ

団体名(自治体)	期日	参加人数(延べ)	実施種目
南関一小児童クラブ (南関町)	8月6日 2グループ入替	40名	ボッチャ
南関三小児童クラブ (南関町)	8月5日 2グループ入替	36名	ボッチャ
南関文化児童クラブ (南関町)	8月3日 2グループ入替	28名	ふうせんバレーボール
ひまわり教室 ※中止	8月19日	※40名	※南関町社協主催教室
なごみ学童(和水町)	8月19日 2グループ入替	49名	ふうせんバレーボール
長洲小学校放課後子ども教室(長洲町)	10月21日 11月18日	15名 15名	ボッチャ フライングディスク
六栄小学校放課後子ども教室(長洲町)	9月2日 10月7日	18名 19名	ふうせんバレーボール フライングディスク
腹赤小学校放課後子ども教室(長洲町)	9月14日 10月2日	18名 18名	ボッチャ フライングディスク
清里小学校放課後子ども教室(長洲町)	10月25日 11月29日	18名 18名	ボッチャ フライングディスク
合計	8団体16回	292名	

iv SNSの活用

令和3年6月22日に公式Facebookページを開設。本コンソーシアムの活動や告知等について随時発信。活動の問合せがあった際には、同サイトを案内することで円滑に詳細内容が伝達でき役立った。

(4) 成果及び評価

総合型地域スポーツクラブと障がい者スポーツ指導者協議会とのマッチング事業として、昨年の準備段階を経て本年度は多種多様な実践の現場を設けることができた。

昨年から継続して取り組む総合型クラブには地域コーディネーターとして、教室開催までの段取りから開催時の見守りや開催後の報告を担当してもらい、今後クラブでの障がい者スポーツを継続するための効果や課題などを自ら把握する機会とした。

また、障がい者スポーツ指導者協議会からの指導者派遣については、今回新たに指導機会を得て活性化できた支部があり非常に評価できるが、各種目で新任指導者への指導機会の提供・指導技術の継承など、各地域での指導者育成は引き続き課題である。



Ⅲ-5 現職教員に対する障がい者スポーツのノウハウの普及

(1) 事業の目的

南関町を中心とする小中学校特別支援学級授業においてパラリンピック競技種目等を試行し、教員に障がい者スポーツのノウハウを普及する

(2) 事業の実施概要

小中学校におけるパラリンピック競技種目等の導入・試行・実施等

(3) 取組内容：

南関町はコンソーシアム構成員を通じて、和水町は教育委員会を通じて希望する学校で実施。

①小中学校での種目体験授業【10・11月】

⇒南関町（小学校2・中学校1）和水町（小学校1）

②担当教員等を対象とした研修会【8月】

⇒和水町教育委員会研修会として実施



●各学校実施内容

学校名 期日	参加人数(延べ)	実施種目	取り組み
南関中学校 10月6日	12名(生徒8名・ 教員4名)	ふうせんバレー ボール	事前学習を実施。本会の実践し後日身体・視覚障がい者の体験も一連の活動として実施。
南関第三小学校 11月2日	8名(児童5名・ 教員3名)	フットベース ボール	指導者から事前に提供された資料を使い事前学習を実施。体験を通じて授業の3つのめあての達成度を児童と確認した。
南関第四小学校 11月16日	3名(児童2名・ 教員1名)	ボッチャ	事前学習を実施。体験を通じて児童の新たな個性を確認した。
三加和小学校 11月22日	15名(児童12 名・教員3名)	フライングデ ィスク	新たな取り組みとして積極的に活用。
和水町教育委員 会 8月18日	17名(特別支援 教育コーディネ ーター4名、特 別教育支援員13 名)	障がい者スポ ーツに関する 研修会 (オンライン)	講師：山本行文氏(熊本障がい者スポーツ指導者協議会副会長) 講習：「パラスポーツとの出会い、そして取組」※当初は対面で講義と併せて車いすバスケットの体験を予定。コロナ拡大により講習のみオンライン実施。
合計	5回 55名		

(4) 成果及び評価

事前事後学習を自主的に実施し体系的に取り組まれた学校が多く、障がい者スポーツの実施を通じてチームワークの醸成が見られるなど良い取り組みができたこと好評であった。

<そのほか体験後の教員の感想>

- ・ルール等から体育授業に生かせるポイントを多く学んだ。
- ・体育は交流授業で行うことが多く、支援学級の児童生徒だけの場合のびのびとした様子や新たな一面が発見できた。
- ・工夫や挑戦により可能性が広がるということを子ども達にも伝えたい。(オンライン研修受講者)



Ⅲ－6 新しい生活様式を踏まえたスポーツ参画機会の創出

(1) 事業の目的

障がい者福祉施設等内において、リハビリを目的としてeスポーツを介したスポーツ体験を試験的に導入し、外出・移動を伴わず障がい当事者に新しい形のスポーツ参加機会を設ける。加えて、その発展として施設対抗イベントを開催。

(2) 事業の実施概要

① インターネット等の IT 技術を活用した外出・移動等を伴わない形での障害者のスポーツ参画機会の創出

② インターネット等の IT 技術を活用した障害者が参加できる新しいスポーツ競技の実施方法の検討、大会の試行・実施等

(3) 取組内容

① e スポーツを用い外出の困難な障がい者の身体活動の活性化と余暇活動の充実を図る。当初従来型の身体活動を伴うレクリエーション体験を実施する予定であったが、コロナ感染所対策として接触機会を少なくするため、認知機能検査（TMT）及びやる気スコアテストの実施に代えた。

・対象者：障がい者福祉施設入所者

・技術提供と指導：株式会社ハッピーブレイン（eスポーツ支援事業者／熊本県）

障がい者らの余暇支援を目的に理学療法士・作業療法士が起業した同社の技術を採用。

施設名	期日	内容
陽光学園(南関町)	6月打ち合わせ 7月31日初回～10月23日・8回目	別紙報告参照
愛隣館(山鹿市)	7月打ち合わせ 9月1日初回～10月23日・8回目	別紙報告参照
たまきな荘(玉名市) *実施せず	7月打ち合わせ 8月辞退	コロナ対策のため実施にいたらず
合計	16コマ	

②上記①の発展として施設対抗イベントを実施

・期 日：10月23日(土) 13:30～15:30

・対象者：上記①の参加者、小学生

・内 容：熊本県教育委員会主催の【県民スポーツの日】に開催。メイン会場となる県立体育館に会場した小学生から参加者を募りチームを作り、上記の2施設との3者により熱い対抗戦を繰り広げ、試合の様子はYouTubeライブ配信を行った。

◆ e スポーツ対抗イベントはYouTubeで公開中。公開URL <https://youtu.be/hpz0e9CTmLE>

(4) 成果及び評価

障がい者個々の残された機能を最大限に活かす装置をカスタマイズしリハビリの効果を高めた。また、対抗戦では普段関わることができない人とコミュニケーションをとることができ、取り組みを通して積極性・生活意欲が向上した。課題は、一度に実施できる人数に限られることと継続するための費用の負担である。

eスポーツサロン報告書

陽光学園

【初回認知機能検査】（実施日：10月2日） ※赤字は年齢別平均に入っていない等、問題がある場合

氏名	初回TMT	最終TMT	初回Apathy Scale	最終Apathy Scale
T A 様 (11歳)	A : 158秒 エラー 1 B : 実施不可	A : 116秒 B : 実施不可	5	3
M I 様 (15歳)	A : 145秒 エラー 1 B : 171秒	A : 108秒 B : 133秒	25	24
M A 様 (15歳)	A : 68秒 B : 81秒	A : 49秒 B : 72秒	17	18
M O 様 (15歳)	A : 74秒 B : 90秒	A : 91秒 B : 89秒	18	16
S O 様 (15歳)	未実施	A : 111秒 B : 実施不可	未実施	13
S I 様 (11歳)	未実施	A : 107秒 B : 実施不可	未実施	3
<p>【TMT年齢別平均】 9歳：TMTA 66.9秒 TMTB 83.9秒 20歳代：TMTA 66.9±15.4秒 TMTB：83.9±23.7秒 ※14歳以上はTMTA、Bの結果は成人とほぼ変わらないというデータ検証あり。</p> <p>【Apathy Scale】 16点以上をapathy（無関心）と評価</p>				

<p>検査結果：TMTA（低次の注意力） 4名中3名にタイム改善認める。 TMTB（高次の注意力） 4名中3名にタイム改善認める。</p> <p>Apathy Scale：初回意欲低下3名⇒最終意欲低下3名 点数もほぼ変化は無し。</p>

eスポーツサロン報告書

愛隣館

【初回認知機能検査】（実施日：10月19日） ※赤字は年齢別平均に入っていない等、問題がある場合

氏名	初回TMT	最終TMT	初回Apathy Scale	最終Apathy Scale
I S 様 (34歳)	A : 94秒 B : 108秒	A : 104秒 B : 85秒	30	25
K A 様 (76歳)	A : 195秒 B : 286秒	A : 175秒 B : 255秒	6	5
<p>TMT年齢別平均、教育年数との関係</p> <p>【教育年数が9年以下】 20歳代：TMTA 66.9±15.4秒 TMTB：83.9±23.7秒 60～69歳：TMT-A 53.4 TMT-B 140.6 70～74歳：TMT-A 45.2 TMT-B 128.4 75～79歳：TMT-A 57.4 TMT-B 152.8 80～85歳：TMT-A 60.6 TMT-B 176.0</p> <p>【教育年数が10年以上】 60～69歳：TMT-A 40.0 TMT-B 105.0 70～74歳：TMT-A 49.8 TMT-B 116.7 75～79歳：TMT-A 51.4 TMT-B 135.2 80～85歳：TMT-A 79.6 TMT-B 174.0[※]</p> <p>【Apathy Scale】 16点以上をapathy（無関心）と評価</p>				

<p>検査結果：TMTA（低次の注意力） 2名中1名にタイム改善認める。 TMTB（高次の注意力） 2名中2名にタイム改善認める。</p> <p>Apathy Scale：初回意欲低下1名⇒最終意欲低下1名 点数も大きくは変化無し。</p>
--

障害者スポーツ推進プロジェクトに関する報告書

新しい生活様式を踏まえたスポーツ参画機会の創出（陽光学園様）

期日	R3年7月31日	参加者	6名	時間	14：00～15：30
内容	eスポーツ説明、eスポーツプレイ体験				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、ぷよぷよeスポーツ				
内容詳細	ボタンスイッチや足マット等、福祉用具を使用しeスポーツプレイ体験を実施。開始当初は、プレイに慣れない場面がみられたが、徐々に操作に慣れ、対戦プレイを行う事ができれていた。				

期日	R3年8月14日	参加者	4名	時間	10：00～11：30
内容	eスポーツプレイ、 検査：TMT（Trail Making Test）、Apathy Scale（やる気スコア）				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、ぷよぷよeスポーツ				
内容詳細	検査は問題なく実施可能であった。 チームを作り対戦会を実施。チームの勝利を目指し、他者を応援する行為がみられていた。				

期日	R3年8月28日	参加者	6名	時間	10：00～11：30
内容	eスポーツプレイ				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、ぷよぷよeスポーツ				
内容詳細	ぷよぷよでの「積み方（カエル積み）」を書面を通して説明を実施。 説明したカエル積みチャレンジする利用者も数名みられる。				

期日	R3年9月4日	参加者	6名	時間	10：00～11：30
内容	eスポーツプレイ				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、ぷよぷよeスポーツ、グランツーリスモSPORT				
内容詳細	本日よりグランツーリスモSPORTの練習を開始。 最終のeスポーツ対決はグランツーリスモSPORTに変更した為。				

期日	R3年9月11日	参加者	6名	時間	10：00～11：30
内容	eスポーツプレイ				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、ぷよぷよeスポーツ、グランツーリスモSPORT				
内容詳細	ぷよぷよの連鎖をする為に考えながら、積み上げをすることができるようになってきている。カエル積みや階段積みを使える方が増えてきている。				

期日	R3年9月28日	参加者	6名	時間	10：00～11：30
内容	eスポーツプレイ				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、ぷよぷよeスポーツ、グランツーリスモSPORT				
内容詳細	グランツーリスモSPORTにも慣れてこられており、イベント出場を楽しみにされている。				

期日	R3年10月2日	参加者	6名	時間	10：00～11：30
内容	eスポーツプレイ 検査：TMT（Trail Making Test）、Apathy Scale（やる気スコア）				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、ぷよぷよeスポーツ、グランツーリスモSPORT				
内容詳細	最終の検査も問題なく実施可能。 10月23日のイベントに向けて練習に集中して取り組むことができていた。				

期日	R3年10月23日	参加者	5名	時間	13：00～16：00
内容	オンライン対戦交流イベント				
プレイゲーム	グランツーリスモSPORT				
内容詳細	陽光学園様は事業所からオンラインにて交流イベントに参加。 オリヒメを使い、会場の小学生と交流もできていた。 グランツーリスモSPORTでは、会場の小学生と競った試合を繰り広げられており、練習の成果を十二分に発揮されている状況であった。				

障害者スポーツ推進プロジェクトに関する報告書

新しい生活様式を踏まえたスポーツ参画機会の創出（愛隣館様）

期日	R3年9月11日	参加者	15名	時間	10：00～11：30
内容	eスポーツ説明、eスポーツプレイ体験				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、マリオカート				
内容詳細	麻痺がある方、認知面の低下がある方においてもプレーができる様に、大きいボタン型のスイッチや特殊なジョイスティックを使用していただいた。皆プレーする事は可能であった。				

期日	R3年9月13日	参加者	14名	時間	14：00～15：30
内容	eスポーツプレイ、 検査：TMT（Trail Making Test）、Apathy Scale（やる気スコア）				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、マリオカート				
内容詳細	認知検査は記述式の物もある事から、実施できる人数は少ない状況であった（4名のみ）。福祉用具を使うことで、麻痺が強い方でもプレーが可能であった。				

期日	R3年9月20日	参加者	14名	時間	14：00～15：30
内容	eスポーツプレイ				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、マリオカート				
内容詳細	ゲーム対戦に慣れてきた様子あり。自ら進んでプレーをする方が増えている。ゲームの方法を理解している方は少ない状況。				

期日	R3年9月28日	参加者	14名	時間	14：00～15：30
内容	eスポーツプレイ				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、マリオカート、グランツーリスモSPORT				
内容詳細	本日よりグランツーリスモSPORTの練習を開始。 最終のeスポーツ対決はグランツーリスモSPORTに変更した為。				

期日	R3年10月4日	参加者	14名	時間	10：00～11：30
内容	eスポーツプレイ				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、ぷよぷよeスポーツ、グランツーリスモSPORT				
内容詳細	ぷよぷよの連鎖をする為に考えながら、積み上げをする事ができるようになってきている。カエル積みや階段積みを使える方が増えてきている。				

期日	R3年10月12日	参加者	15名	時間	10：00～11：30
内容	eスポーツプレイ				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、ぷよぷよeスポーツ、グランツーリスモSPORT				
内容詳細	グランツーリスモSPORTのプレー用に片手でプレーできる福祉用具を作製する。麻痺がある方でもプレーが可能となった。				

期日	R3年10月19日	参加者	14名	時間	14：00～15：30
内容	eスポーツプレイ 検査：TMT（Trail Making Test）、Apathy Scale（やる気スコア）				
プレイゲーム	ボクらの大運動会、太鼓の達人、マリオカート、グランツーリスモSPORT				
内容詳細	最終の検査では、お一人入院された為3名に実施。 10月23日のイベントに向けて練習に集中して取り組むことができていた。				

期日	R3年10月23日	参加者	選手8名＋応援	時間	13：00～16：00
内容	オンライン対戦交流イベント				
プレイゲーム	グランツーリスモSPORT				
内容詳細	愛隣館様は事業所からオンラインにて交流イベントに参加。 オリヒメを使い、会場の小学生と交流もできていた。 グランツーリスモSPORTでは、福祉用具を使用しプレーが可能であった。レースで勝利する事はできなかったが、3チームで競い合う事ができていた。				

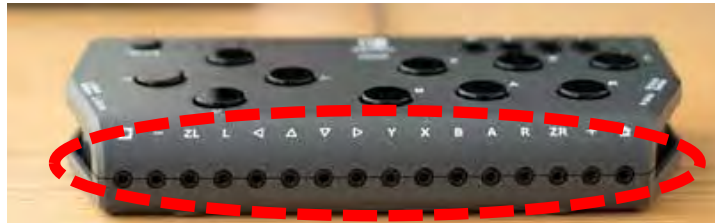
障害者スポーツ推進プロジェクトに関する報告書

～身体、知的に障がいがある方への福祉用具での対応～

記載日：R3.11.3 記載者：株式会社ハッピーブレイン園田

【今回 e スポーツプレイに使用した福祉用具】

〈フレックスコントローラー〉



- ・機能：前面についているジャックに福祉用具を差し込むと、その用具でゲーム操作を行う事ができる。

〈ボタン型スイッチ〉



- ・機能：コントローラーが握れない方に使用するボタン型のスイッチ。
上記のフレックスコントローラーのジャックに差し込めば、そのジャックに対応した入力キーとなる。

〈アナログジョイスティック〉



- ・機能：指先で操作ができるジョイスティック型コントローラー。通常コントローラーが握れない方でも使用ができる。両手が麻痺している方は、顎で使用する事も可能。

【上記福祉用具を使用した今回事業での練習風景】



ボタン1つでゲームをプレイできる様に環境を調整。多くの方に参加していただける様に配慮しました。

【今回 e スポーツ対戦交流会の為に作製した福祉用具】



- ・アナログジョイスティックに延長バーを設置。
バーを取り付けた事で、片手で握りながら操作をする事が可能となった。上部にスイッチを取り付け、車ゲームのブレーキ操作ができる様に対応した。



- ・マイクロスイッチを常時閉鎖状態にした特殊スイッチを作製。それをジャックに差し込む事で、車ゲームを行う際、常にアクセルを踏んでいる状態になるようにした。
その設定にした事で、上記のバー型の用具でハンドル操作さえできれば、アクセルは踏みっぱなしの状態なので、ゲーム内で車の運転が可能となった。

【e スポーツ対戦交流会の様子】



片手でも操作が可能となった事で、多くの障がい者プレイヤーが大会に参加する事ができました。



e スポーツを通して真剣勝負ができ、またオリヒメを通して交流ができた事は、障がい者メンバーまた子ども達にとっても、非常に良い機会になったと思います。今後も障がいや年齢に関係なく、皆様が「ごちゃまぜ」となれる様な取り組みを行っていきたいと考えております。

IV コロナ禍における事業の取り組み

令和3年度の事業実施にあたっては、昨年度同様に新型コロナウイルスの感染拡大状況によって、事業の進捗が大きく左右された。

昨年度より感染者が増加するなか、リスクレベルを常に注視しながら事業実施に気を配り、単に中止に傾くのではなく、できる限り人との関りや繋がりが感じられるような事業設計を目指した。

開催手法の柔軟な変更やそのための事業実施先との細やかな打合せ、感染防止対策を厳重にとり、新しい生活様式を積極的に取り入れながら事業を推進させることに力を傾注した。

- コンソーシアム会議および各種ミーティングではオンライン会議システムが定着し、まん延防止等宣言下でも会議を滞りなく進めた。2年目になり対面時と比べても遜色なく、円滑にミーティングを進めることができた。
- 体験会・導入体験会では利用施設の基準に沿った感染症対策（収容人数・換気の配慮）と、指導者参加者側双方にマスク着用とこまめな手指消毒、共用するスポーツ用具の除菌を施した。
- YouTubeライブ配信を活用し集合型でない視聴方法を確保した。eスポーツ対抗イベントやシンポジウムの模様はYouTubeライブ配信を行い、参加予定者の急な体調等状況変化にも対応できた。このことにより視聴場所だけでなく視聴時間についての選択肢も増えた。
- 分身ロボット導入により、外出に不自由さを抱える障がい者の利便性向上とともに、福祉施設の新型コロナウイルス対策にも貢献できた。
- ハイブリッド（一部集合）方式で実施したシンポジウムは、登壇者や関係スタッフ全てが抗原検査を実施し運営にあたった。
- 各事業のアンケートや募集においても、QRコードを利用したオンラインフォームを活用し、関係者間の接触の軽減と、その集計においても有効であった。

V 研究報告

熊本県内における公共の社会体育施設（スポーツ施設）における障がい者の利用等のアンケート調査

令和3年度スポーツ庁委託事業

熊本県内における公共の社会体育施設（スポーツ施設）

における障がい者の利用等のアンケート調査報告書

□ 調査の目的

本調査は、障がい者が身近なスポーツ施設（以下、「施設」という。）を利用して、スポーツに親しみ、健康で豊かな生活を享受することを目的としている。そこで、障がい者が生活する身近な地域におけるスポーツ施設の利用の可否およびバリアフリー設備（以下、「設備」という。）の有無等について調査した。なお、アンケート調査の一部の内容は、株式会社サ－ベイリサーチセンター「平成30年度スポーツ庁委託事業 障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者のスポーツ施設利用及びスポーツ参加の課題等の調査研究）報告書」平成31年3月¹のアンケートを参考にしている。

□ 調査の内容

- ・ 設置者および回答者の基本情報
 - ・ 施設の概要について（自治体の体育施設の有無）
 - ・ 障がい者の施設利用について
 - ・ 施設の設備について
 - ・ 障がい者スポーツの実施について
 - ・ 障がい者スポーツの普及について
- 本アンケート調査の内容は、

□ 調査の方法と回収結果

- ・ 調査対象：熊本県内45市町村
- ・ 調査手法：アンケート調査を郵送で調査対象に送付し回答を依頼した。回答は同封した封筒に入れ郵送を依頼した。また、一部、回答をPDFにてメールで送付された。
- ・ 調査期間：2021年10月10日から2022年1月23日
- ・ 回収結果：発送数45通、回収数24通、回収率53.3%
- ・ 表内の項目にある「数」は回答者（自治体）数の意味である。また、例として「数（10）」の（）内の数は回答者（自治体）数である。この場合は10人（自治体）の回答となる。

¹ 株式会社サ－ベイリサーチセンター「平成30年度スポーツ庁委託事業 障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者のスポーツ施設利用及びスポーツ参加の課題等の調査研究）報告書」平成31年3月。

アンケート調査報告

設置者および回答者の基本情報

1. 設置者について

問1 回答者について教えてください。

市が9市(36.4%), 町が12町(50.0%), 村が3村(13.6%), 合計24自治体からの回答があった。回答率は53.3%であった。

表1-1 設置者について (%)

市町村	数 (n-24)	%
市	9	37.5%
町	12	50.0%
村	3	12.5%
計	24	100.0%

2. 所管部局について

問2 回答者の所管部局を教えてください。

教育委員会が21市町村(87.5%)と最も多く、次いで知事(首長)部局が3市町村(12.5%)であった。

表2-1 所管部局について

所管部局	数 (n-24)	%
教育委員会	21	87.5%
知事(首長)部局	3	12.5%
計	24	100.0%

○施設の概要について (自治体の体育施設の有無)

3. 自治体の体育施設の有無について

問3 貴施設の社会体育施設(学校開放体育施設は含まない)の有無について教えてください。

*表内の数は自治体数である。

*問3の回答については、複数の施設を有する場合、収容人数、障がい者の施設利用の可否、バリアフリー設備の有無については、各施設によって異なることも留意しておく必要がある。

3-1 (1) 体育施設の種類：多目的広場

多目的広場の設置は、「有り」が 20 自治体（87.5%）, 「無し」が 4 自治体（16.7%）であった。

表3-1 多目的広場

有無	数 (n-24)	%
有り	20	83.3%
無し	4	16.7%

3-2 施設数

施設数は、2 施設が 8 自治体（40.0%）と最も多く、次に 1 施設が 6 自治体（30.0%）の順であった。

表3-2 多目的運動広場の施設数

施設数	数 (有20)	%
2	8	40.0%
1	6	30.0%
3	2	10.0%
4	1	5.0%
5	1	5.0%
7	1	5.0%
50	1	5.0%
計	20	100.0%

3-3 収容人数

収容人数は 100 人から 81,000 人と幅広い。1,000 人が最も多く 4 自治体（20.0%）であった。

表3-3 多目的広場の収容数

収容人数	数 (有20)	%
1,000	4	20.0%
300	2	10.0%
100	1	5.0%
550	1	5.0%
2,000	1	5.0%
3,000	1	5.0%
3,900	1	5.0%
81,000	1	5.0%
無回答	8	40.0%
計	20	100.0%

3-4 (2) 障がい者の施設利用の可・不可

障がい者の施設利用の可・不可・制限等については、17自治体（85.0%）が「可能」であった。「制限有り」が2自治体（10.0%）で不可はなかった。

表3-4 多目的広場の障がい者の施設利用

施設利用	数 (有20)	%
可能	17	85.0%
不可	0	0.0%
制限有り	2	10.0%
無回答	1	5.0%
計	20	100.0%

3-5 (3) バリアフリー設備の設置について（なお、施設の意味は回答数であり市町村となる。以下、同じ。）（複数回答可）

バリアフリー設備の設置について、「多目的トイレ」は13自治体（65.0%）、「車いす駐車場」が11自治体（55.0%）、「スロープ」が7施設自治体（35.0%）、「手すり」が5自治体（15.0%）の順となっている。

表3-5 多目的広場バリアフリー設備について

設備	数 (有20)	%
多目的トイレ	13	65.0%
車いす駐車場	11	55.0%
スロープ	7	35.0%
手すり	5	25.0%
点字ブロック	3	15.0%
エレベーター	2	10.0%
多目的更衣室	2	10.0%
点字案内	0	0.0%
音声案内	0	0.0%
簡易昇降機	0	0.0%

3-6 その他 (自由記述)

その他の自由記述では以下の回答があった。

- ・ 原則施設使用可、内容等を確認の上、個別判断を行う。全施設同様。
- ・ 収容人数及び設備は施設によって異なる。
- ・ グランドなどのため制限はないが、施設によってはスロープが急なところがある。
- ・ 収容人数はどちらも 300 人程度、全ての施設で障がい者の利用可能。全ての施設で多目的トイレ、車いす駐車場あり。
- ・ 2 施設とも利用制限あり。1 施設で多目的トイレを今年度整備。車いす駐車場あり。1 施設でバリアフリー施設の設置なし。

4-1 (1) 体育施設の種類：体育館

体育館の有無については、23 自治体 (95.8%) が「有り」、1 自治体 (4.2%) が「無し」であった。

表4-1 体育館

有無	数 (n-24)	%
有り	23	95.8%
無し	1	4.2%

4-2 施設数

各自治体の施設数は、1 施設が 9 自治体 (39.1%) と最も多く、次に 2, 4, 11 施設が 3

自治体（13.0%）であった。施設数が最も多い自治体が47施設であった。

表4-2 体育館の施設数

施設数	数（有23）	%
1	9	39.1%
2	3	13.0%
4	3	13.0%
11	3	13.0%
3	1	4.3%
5	1	4.3%
12	1	4.3%
13	1	4.3%
47	1	4.3%
計	23	100.0%

4-3 収容人数

収容人数は、40人から3000人と幅広い。1,000人が3自治体（13.0%）と最も多かった。

表4-3 体育館の収容人数

収容人数	数（有23）	%
1,000	3	13.0%
200	2	8.7%
300	2	8.7%
40	1	4.3%
100	1	4.3%
150	1	4.3%
600	1	4.3%
1,600	1	4.3%
2,000	1	4.3%
2,800	1	4.3%
3,000	1	4.3%
無回答	8	34.8%
合計	23	100.0%

4-4 (2) 障がい者利用の可・不可

障がい者利用の可・不可については、21自治体(91.3%)で「利用可」、1自治体(4.2%)で「不可」、1自治体(4.2%)で「制限有り」であった。

表4-4 体育館の障がい者の施設利用

施設利用	数(有23)	%
可能	21	91.3%
不可	1	4.2%
制限有り	1	4.2%
計	24	100.0%

4-5 (3) バリアフリー設備の設置(複数回答可)

バリアフリー設備の設置については、「多目的トイレ」は19自治体(82.6%)、「スロープ」は18自治体(78.3%)、「手すり」は15自治体(65.2%)、「車いす駐車場」は14自治体(60.9%)が「有り」であった。

また、「エレベーター」が7自治体(30.4%)、「点字ブロック」が6自治体(26.1%)、「多目的更衣室」が5自治体(21.7%)、他に「点字案内」が2自治体(8.7%)、「音声案内」、「簡易昇降機」が1自治体(4.3%)で「有り」であった。

表4-5 体育館のバリアフリー設備について

設備	数(有23)	%
多目的トイレ	19	82.6%
スロープ	18	78.3%
手すり	15	65.2%
車いす駐車場	14	60.9%
エレベーター	7	30.4%
点字ブロック	6	26.1%
多目的更衣室	5	21.7%
点字案内	2	8.7%
簡易昇降機	1	4.3%
音声案内	1	4.3%

4-6 その他(自由記述)

体育館の、その他の自由記述では以下の通りである。

- ・ 障がい者の利用制限については、障がい者スポーツの種目等によって利用条件がある自治体もある。また、バリアフリー設備についても、自治体で複数の施設がある場合、

すべての施設で一定もバリアフリー設備が整備されているわけではなく、施設によって違いがある。

5-1 (1) 体育施設の種類：野球場・ソフトボール場

野球場・ソフトボール場の有無については、19自治体(79.2%)が「有り」、5自治体(20.8%)が「無し」であった。

表5-1 野球場・ソフトボール場

施設の有無	数(n-24)	%
有り	19	79.2%
無し	5	20.8%

5-2 野球場・ソフトボール場の数について

野球場・ソフトボール場の数は、1施設が7自治体(36.8%)、2施設が4自治体(21.1%)、3施設が2自治体(10.5%)、12施設、17施設が1自治体(5.3%)であった。

表5-2 野球場・ソフトボール場の施設数

施設数	数(有19)	%
1	7	36.8%
2	4	21.1%
3	2	10.5%
12	1	5.3%
17	1	5.3%
無回答	4	21.1%
合計	19	100.0%

5-3 野球場・ソフトボール場の収容人数について

野球場・ソフトボール場の収容人数は、100人、150人、500人が2自治体(10.5%)、400人、1,000人、2,300人、12,000人、26,000人が1自治体(5.3%)であった。

表5-3 野球場・ソフトボール場の収容人数

収容人数	数 (有19)	%
100	2	10.5%
150	2	10.5%
500	2	10.5%
400	1	5.3%
1,000	1	5.3%
2,300	1	5.3%
12,000	1	5.3%
26,000	1	5.3%
無回答	8	42.1%
計	19	100.0%

5-4 (2) 障がい者利用の可・不可

野球場・ソフトボール場の障がい者利用の可・不可については、回答があった14自治体の内、12自治体(85.7%)で「利用可」であった。また、1自治体(7.1%)が「不可」、1自治体(7.1%)が「制限あり」であった。

表5-4 野球場・ソフトボール場の障がい者利用の可否

障がい者利用	数 (回答14)	%
可能	12	85.7%
不可	1	7.1%
制限有り	1	7.1%
計	14	100.0%

※無回答が5自治体で14自治体の回答である。

5-5 (3) バリアフリー設備の設置 (複数回答可)

野球場・ソフトボール場のバリアフリー設備の設置については、「多目的トイレ」は9施設(47.4%)、「車いす駐車場」は7自治体(36.8%)「スロープ」は5自治体(26.3%)、「手すり」は4自治体(21.1%)、が「有り」であった。

また、「エレベーター」が2自治体、「点字ブロック」が2自治体、「点字案内」が1自治体で「有り」であった。多目的更衣室、音声案内、簡易昇降機はなかった。

表5-5 野球場・ソフトボール場のバリアフリー設備について

設備	数 (19)	%
多目的トイレ	9	47.4%
車いす駐車場	7	36.8%
スロープ	5	26.3%
手すり	4	21.1%
エレベーター	2	10.5%
点字ブロック	2	10.5%
点字案内	1	5.3%
多目的更衣室	0	0.0%
簡易昇降機	0	0.0%
音声案内	0	0.0%

5-6 その他（自由記述）

野球場・ソフトボール場の、その他の自由記述では以下の通りである。

- ・ 複数の施設がある場合、収容人数及び設備は施設によって異なる。
- ・ バリアフリー設備の有無についても、上記、同様に施設によって異なる。

6-1 (1) 体育施設の種類：テニス場

テニス場の有無については、18自治体（75.0%）が「有り」、6自治体（25.0%）が「無し」であった。

表6-1 テニス場の設備の有無

施設の有無	数(n-24)	%
有り	18	75.0%
無し	6	25.0%

6-2 テニス場の数について

テニス場の数は、1施設が9自治体（50.0%）、2施設が2自治体（11.1%）、3施設が3自治体（16.7%）、8施設、12施設が各1自治体（5.6%）であった。

表6-2 テニス場の施設数

施設数	数 (有18)	%
1	9	50.0%
3	3	16.7%
2	2	11.1%
8	1	5.6%
12	1	5.6%
無回答	2	11.1%
計	18	100.0%

6-3 テニス場の収容人数について

テニス場の収容人数は、30人が3自治体（16.7%）と最も多く、次いで20人、100人が2自治体（11.1%）、その他、16人、40人、50人、200人、400人、500人、1,200人が1自治体（5.6%）であった。

表6-3 テニス場の収容人数

収容人数	数 (有18)	%
30	3	16.7%
20	2	11.1%
100	2	11.1%
16	1	5.6%
40	1	5.6%
50	1	5.6%
200	1	5.6%
400	1	5.6%
500	1	5.6%
1,200	1	5.6%
無回答	4	22.2%
計	18	100.0%

6-4 (2) 障がい者利用の可・不可

テニス場の障がい者利用の可・不可については、14自治体（77.8%）で「利用可」、3自治体（16.7%）で「不可」、「制限あり」はなかった。

水泳プールの有無については、14自治体（58.3%）が「有り」、10自治体（41.7%）が「無し」であった。

表7-1 水泳プールの設備の有無

施設の有無	数(n-24)	%
有り	14	58.3%
無し	10	41.7%

7-2 水泳プールの数について

水泳プールの数は、1施設が7自治体（50.0%）、2施設が4自治体（28.6%）、3施設が1自治体（7.1%）、5施設が2自治体（14.3%）であった。

表7-2 水泳プールの施設数

施設数	数（有14）	%
1	7	50.0%
2	4	28.6%
5	2	14.3%
3	1	7.1%
無回答	0	0.0%
計	14	100.0%

7-3 水泳プールの収容人数について

水泳プールの収容人数は、100人が4自治体（28.6%）と最も多く、次いで50人、90人、200人、840人が各1自治体（7.4%）であった。

表7-3 水泳プールの収容人数

収容人数	数（有14）	%
50	1	7.1%
90	1	7.1%
100	4	28.6%
200	1	7.1%
840	1	7.1%
無回答	6	42.9%
計	14	100.0%

水泳プールの有無については、14自治体（58.3%）が「有り」、10自治体（41.7%）が「無し」であった。

表7-1 水泳プールの設備の有無

施設の有無	数(n-24)	%
有り	14	58.3%
無し	10	41.7%

7-2 水泳プールの数について

水泳プールの数は、1施設が7自治体（50.0%）、2施設が4自治体（28.6%）、3施設が1自治体（7.1%）、5施設が2自治体（14.3%）であった。

表7-2 水泳プールの施設数

施設数	数（有14）	%
1	7	50.0%
2	4	28.6%
5	2	14.3%
3	1	7.1%
無回答	0	0.0%
計	14	100.0%

7-3 水泳プールの収容人数について

水泳プールの収容人数は、100人が4自治体（28.6%）と最も多く、次いで50人、90人、200人、840人が各1自治体（7.4%）であった。

表7-3 水泳プールの収容人数

収容人数	数（有14）	%
50	1	7.1%
90	1	7.1%
100	4	28.6%
200	1	7.1%
840	1	7.1%
無回答	6	42.9%
計	14	100.0%

7-4 (2) 障がい者利用の可・不可

水泳プールの障がい者利用の可・不可については、12自治体(85.7%)で「利用可」、1自治体(4.5%)で「不可」、1自治体(4.5%)で「制限あり」であった。

表7-4 水泳プールの障がい者利用の可・不可

障がい者利用	数(有14)	%
可能	12	85.7%
不可	1	4.5%
制限有り	1	4.5%
無回答	0	0.0%
計	14	77.8%

7-5 (3) バリアフリー設備の設置(複数回答可)

水泳プールのバリアフリー設備の設置については、「多目的トイレ」が9自治体(64.3%)、「手すり」は8自治体(57.1%)、「スロープ」が7自治体(50.7%)、「多目的更衣室」が4自治体(28.6%)、「エレベーター」が2自治体(14.3%)、「簡易昇降機」が1自治体(7.1%)であった。

表7-5 水泳プールのバリアフリー設備について

設備	数(有14)	%
多目的トイレ	9	64.3%
手すり	8	57.1%
スロープ	7	50.0%
多目的更衣室	4	28.6%
エレベーター	2	14.3%
簡易昇降機	1	7.1%
音声案内	0	0.0%
点字ブロック	0	0.0%
点字案内	0	0.0%
車いす駐車場	0	0.0%

7-6 その他(自由記述)

水泳プールの、その他の自由記述では以下の通りである。

- ・ 複数の施設がある場合、収容人数及び設備は施設によって異なる。

- ・ バリアフリー設備の有無についても、①同様に施設によって異なる。
- ・ 障がい者利用については、障がい程度によって異なる。
- ・ これまで障がい者の利用実績無し。バリアフリー施設設置なし。

8-1 (1) 体育施設の種類： ゲートボール場

ゲートボール場の有無については、6自治体（58.3%）が「有り」、17自治体（41.7%）が「無し」であった。

表8-1 ゲートボール場の設備の有無

施設の有無	数(n-24)	%
有り	6	25.0%
無し	17	70.8%
無回答	1	4.2%

8-2 ゲートボール場の数について

ゲートボール場の数は、2施設が3自治体（50.0%）、1施設が2自治体（28.6%）、5施設が1自治体（7.1%）であった。

表8-2 ゲートボール場の施設数

施設数	数（有6）	%
2	3	50.0%
1	2	33.3%
5	1	16.7%
無回答	0	0.0%
計	6	100.0%

8-3 ゲートボール場の収容人数について

ゲートボール場の収容人数は、各自治体とも10人、30人、50人、100人、600人となっていた。

表8-3 ゲートボール場の収容人数

収容人数	数 (6)	%
10	1	16.7%
30	1	16.7%
50	1	16.7%
100	1	16.7%
600	1	16.7%
無回答	1	16.7%
計	6	100.0%

8-4 (2) 障がい者利用の可・不可

ゲートボール場の障がい者利用の可・不可については、5自治体（83.3%）で「利用可」、1自治体（16.7%）で「不可」であった。「制限あり」は無かった。

表8-4 ゲートボール場の障がい者利用の可・不可

障がい者利用	数 (有6)	%
可能	5	83.3%
不可	1	16.7%
制限有り	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	6	100.0%

8-5 (3) バリアフリー設備の設置（複数回答可）

ゲートボール場のバリアフリー設備の設置については、「多目的トイレ」が4自治体（66.7%）、「手すり」、「スロープ」、「車いす駐車場」は各2自治体（33.3%）であった。その他のバリアフリー設備はなかった。

表8-5 ゲートボール場のバリアフリー設備について

設備	数 (有6)	%
多目的トイレ	4	66.7%
手すり	2	33.3%
スロープ	2	33.3%
車いす駐車場	2	33.3%
エレベーター	0	0.0%
多目的更衣室	0	0.0%
簡易昇降機	0	0.0%
音声案内	0	0.0%
点字ブロック	0	0.0%
点字案内	0	0.0%

8-6 その他 (自由記述)

ゲートボール場の、その他の自由記述では以下の通りである。

- ・ 複数の施設がある場合、収容人数及び設備は施設によって異なる。
- ・ 多目的トイレは1施設のみ。

9-1 (1) 体育施設の種類： トレーニング場

トレーニング場の有無については、13自治体 (54.2%) が「有り」、10自治体 (41.7%) が「無し」であった。

表9-1 トレーニング場の設備の有無

施設の有無	数(n-24)	%
有り	13	54.2%
無し	10	41.7%
無回答	1	4.2%

9-2 トレーニング場の数について

トレーニング場の数は、1施設が11自治体(84.6%)、2施設、3施設が各1自治体(7.7%)であった。

表9-2 トレーニング場の施設数

施設数	数 (有13)	%
1	11	84.6%
2	1	7.7%
3	1	7.7%
無回答	0	0.0%
計	13	100.0%

9-3 トレーニング場の収容人数について

トレーニング場の収容人数は、10人が4自治体(30.8%)、20人が2自治体(15.4%)、30人、200人が各1自治体(7.7%)となっていた。

表9-3 トレーニング場の収容人数

収容人数	数 (有13)	%
10	4	30.8%
20	2	15.4%
30	1	7.7%
200	1	7.7%
無回答	5	38.5%
計	13	100.0%

9-4 (2) 障がい者利用の可・不可

トレーニング場の障がい者利用の可・不可については、12自治体(83.3%)で「利用可」であった。

表9-4 トレーニング場の障がい者利用の可・不可

障がい者利用	数 (有13)	%
可能	12	92.3%
不可	0	0.0%
制限有り	0	0.0%
無回答	1	7.7%
計	13	100.0%

9-5 (3) バリアフリー設備の設置 (複数回答可)

トレーニング場のバリアフリー設備の設置については、「多目的トイレ」が 12 自治体 (92.3%), 「車いす駐車場」は 10 自治体 (76.9%) であった。「手すり」, 「スロープ」が 6 自治体 (46.2%), 「多目的更衣室」が 5 自治体 (38.5%), 「エレベーター」が 4 自治体 (30.8%), 「点字ブロック」, 「点字案内」が各 2 自治体 (15.4%) であった。

表9-5 トレーニング場のバリアフリー設備について

設備	数 (有13)	%
多目的トイレ	12	92.3%
車いす駐車場	10	76.9%
手すり	6	46.2%
スロープ	6	46.2%
多目的更衣室	5	38.5%
エレベーター	4	30.8%
点字ブロック	2	15.4%
点字案内	2	15.4%
簡易昇降機	0	0.0%
音声案内	0	0.0%

9-6 その他 (自由記述)

トレーニング場の, その他の自由記述では以下の通りである。

- ・ 体育館併設。体育館併用でバリアフリー施設の設置あり。が複数 (3 自治体) 回答であった。

10-1 (1) 体育施設の種類: キャンプ場

キャンプ場の有無については, 1 自治体 (4.2%) が「有り」, 22 自治体 (91.7%) が「無し」であった。しかし, 自由回答欄に社会体育施設ではないと記載されていた。

表10-1 キャンプ場の設備の有無

施設の有無	数(n-24)	%
有り	1	4.2%
無し	22	91.7%
無回答	1	4.2%

10-2 キャンプ場の数について

キャンプ場の数は, 1 施設が 1 自治体 (100.0%) であった。

表10-2 キャンプ場の施設数

施設数	数 (有1)	%
1	1	100.0%
無回答	0	0.0%
計	1	100.0%

10-3 キャンプ場の収容人数について

キャンプ場の収容人数は、300人が1自治体（100.0%）となっていた。

表10-3 キャンプ場の収容人数

収容人数	数 (有1)	%
300	1	100.0%
無回答	0	0.0%
計	1	100.0%

10-4 (2) 障がい者利用の可・不可

キャンプ場の障がい者利用の可・不可については、1自治体（100.0%）で「利用可」であった。

表10-4 キャンプ場の障がい者利用の可・不可

障がい者利用	数 (有1)	%
可能	1	100.0%
不可	0	0.0%
制限有り	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	1	100.0%

10-5 (3) バリアフリー設備の設置（複数回答可）

トレーニング場のバリアフリー設備の設置については、「多目的トイレ」が1自治体（100.0%）であった。他のバリアフリー設備は無かった。

表10-5 キャンプ場のバリアフリー設備について

設備	数(有1)	%
多目的トイレ	1	100.0%
手すり	0	0.0%
エレベーター	0	0.0%
スロープ	0	0.0%
多目的更衣室	0	0.0%
簡易昇降機	0	0.0%
音声案内	0	0.0%
点字ブロック	0	0.0%
点字案内	0	0.0%
車いす駐車場	0	0.0%

10-6 その他(自由記述)

キャンプ場の、その他の自由記述では以下の通りである。

- ・ 社会体育施設ではない。

11-1 (1) 体育施設の種類：その他の体育施設

その他の体育施設は、10自治体が「有り」(41.7%)、13自治体が「無し」(54.2%)であった。

表11-1 その他の体育施設の有無

施設の有無	数(n-24)	%
有り	10	41.7%
無し	13	54.2%
無回答	1	4.2%

また、その他の体育施設として、「武道場」が4自治体、「弓道場」が3自治体、「陸上競技場」、「相撲場」が各2自治体、「射撃場」、「地域交流施設」、「アーチェリー場」、「サッカー場」が各1自治体であった。

表11-2 その他の体育施設の内訳

施設設備	数（有10）	%
武道場	4	16.7%
弓道場	3	12.5%
陸上競技場	1	4.2%
相撲場	1	4.2%
射撃場	1	4.2%
地域交流施設	1	4.2%
アーチェリー場	1	4.2%
サッカー場	1	4.2%

11-2(2) 障がい者利用の可・不可

その他の体育施設の障がい者利用の可・不可については、7自治体（70.0%）で「利用可」であった。1自治体（10.0%）が「不可」であった。

表11-3 その他の体育施設の障がい者利用の可・不可

障がい者利用	数（有10）	%
可能	7	70.0%
不可	1	10.0%
制限有り	0	0.0%
無回答	2	20.0%
計	10	100.0%

11-3 (3) バリアフリー設備の設置（複数回答可）

その他の体育施設のバリアフリー設備の設置については、それぞれの設備で異なることを前提に、「多目的トイレ」が5自治体（50.0%）、「手すり」、「スロープ」、「車いす駐車場」が各2自治体（20.0%）、「エレベーター」、「多目的更衣室」が各1自治体（10.0%）で「有り」であった。その他のバリアフリー設備は無かった。

表11-4 その他の体育施設のバリアフリー設備について

設備	数（有10）	%
多目的トイレ	5	50.0%
手すり	2	20.0%
スロープ	2	20.0%
車いす駐車場	2	20.0%
エレベーター	1	10.0%
多目的更衣室	1	10.0%
簡易昇降機	0	0.0%
音声案内	0	0.0%
点字ブロック	0	0.0%
点字案内	0	0.0%

11-4 その他（自由記述）

その他の施設の、自由記述では以下の通りである。

- ・ 収容人数及び設備は施設によって異なる。

○障がい者の施設利用について

4. 障がい者の施設利用について

問4 障がい者の施設利用について教えてください。貴施設では、障がい者の施設利用は可能ですか。該当箇所に1つ○を付けてください。上記問3の内容と一部重複しますが、問4～問5では利用料の設定、障がい者利用における確認事項、障がい者が利用できない理由などをお尋ねします。

*問4の回答については、複数の施設を有する場合、各施設によって異なることも留意しておく必要がある。

4-1 障がい者の施設利用について

障がい者の施設利用について、21自治体(87.5%)で「利用可能」であり、1自治体(4.2%)で「不可」、2自治体(8.3%)で「条件有り（一部利用可など）」となっていた。なお、「利用不可」の自治体は災害により現時点で施設全体が利用不可となっているため、障がいの有無に関係なく施設利用不可となっている。よって、今後、災害復旧により施設利用が可能となった場合は、本調査における施設で障がい者の施設の利用不可はない。

表12-1 障がい者の施設利用について

利用の可否	数(n-24)	%
可能	21	87.5%
不可	1	4.2%
条件有り	2	8.3%

可能、不可、条件有り以外に、その他記述の内容は、以下のとおりである。

①施設利用は可能ですが、バリアフリー施設が整備されていない施設が多々ある。
②一部で利用可能。
③基本的に利用可であるが、実施内容等により利用制限もしくは、使用できない場合もある。

4-2 障がい者の利用料金の設定について（複数回答可）

問 4-1 障がい者の利用料金の設定について教えてください。該当箇所に1つ○を付けてください。

障がい者の利用料金の設定では、「健常者と同一料金」が18自治体(75.0%)と最も多く、次に、「すべての障がい者は減額対象」が3自治体(12.5%)、「すべての障がい者が無料」、「特定地域に在住、在勤の障がい者は減額対象」、「その他」が各1自治体(4.2%)であった。

表12-2 障がい者の利用料金について

項目	数 (n-24)	%
健常者と同一料金	18	75.0%
すべての障がい者は減額対象	3	12.5%
すべての障がい者は無料	1	4.2%
特定地域に在住、在勤の障がい者は減額対象	1	4.2%
その他	1	4.2%
特定地域に在住、在勤の障がい者は無料	0	0.0%

その他では以下の回答があった。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設窓口で障害者手帳を提示することで減免可。 ・ 障がい者等福祉団体が福祉増進の一環として行う大会・行事は無料。 ・ プールとエアロビクスルームのみ健常者と同一料金で、その他の施設はすべての障が

いは減額対象。

4-3 障がい者の施設利用に際してどのような内容を確認しているか（複数回答可）

問4-2 障がい者の施設利用に際してどのような内容を確認していますか。（該当する箇所
にすべて○を付けてください。）

障がい者の施設利用に際してどのような内容を確認しているかについては、「確認していない」が12自治体（50.0%）で最も多く、次に「スポーツ内容（スポーツ用車いす利用など）」が9自治体（37.5%）、「介助者の有無」、「その他」が7自治体（29.2%）、「障がい種別」が6自治体（25.0%）、「障がい程度」が3自治体（12.5%）、「既往歴の確認」が2自治体（8.3%）であった。「投薬の有無」は無かった。

表12-3 障がい者の施設利用に際しての内容確認について

項目	数 (n-24)	%
確認していない	12	50.0%
スポーツ内容（スポーツ用車いす利用など）	9	37.5%
介助者の有無	7	29.2%
その他	7	29.2%
障がい種別	6	25.0%
障がい程度	3	12.5%
既往歴の確認	2	8.3%
投薬の有無	0	0.0%

4-4 障がい者の施設利用で内容を確認する理由について（複数回答可）

問4-3 なぜ、内容を確認するかを教えてください。（該当する箇所にすべて○を付けてください。）

障がい者の施設利用に際して内容確認の理由については、「サポート体制について確認するため」が7自治体（29.3%）と最も多く、次いで「その他の合理的配慮の内容を検討した上で施設利用の可否を決めるため」が5自治体（20.8%）、「障がい者の利用料金を適用するかどうかを決めるため」、「その他」が3自治体（12.5%）、「貸し出し用具の数が十分か確認するため」、「障がい者の利用については受け入れていないため」が2自治体（8.3%）、「特別レーンや特別コートを設置を行うため」が1自治体（4.2%）であった。

表12-4 障がい者の施設利用に際しての内容確認の理由について

項目	数 (n-24)	%
サポート体制について確認するため	7	29.2%
その他合理的配慮の内容を検討した上で施設利用の可否を決めるため	5	20.8%
障がい者の利用料金を適用するかどうか決めるため	3	12.5%
その他	3	12.5%
貸し出し用具の数が十分か確認するため	2	8.3%
障がい者の利用については受け入れていないため	2	8.3%
特別レーンや特別コートを設置を行う必要があるため	1	4.2%

その他の内容は以下のとおりである。

- ・ 減免の適用要件に合うか確認するため。
- ・ プールとエアロビクスルームでは、ケガや事故防止のため。具合が悪くなった際などに対応するため、その他の施設では、快適に安全にご利用いただけるようにするために事前準備を伴う情報収集。
- ・ 体育館での競技が可能か確認するため。

5-1 障がい者の施設利用が不可の理由について（複数回答可）

問 5 障がい者の施設利用が不可の理由を教えてください。（該当する箇所すべて○を付けてください。）

*問 5 の回答については、複数の施設を有する場合、各施設によって異なることも留意しておく必要がある。

障がい者の施設利用が不可の理由は、「介助者がいない場合は不可としている」、「障がい者に対応できる職員がいない」、「安全確保ができない」、「車椅子や補助具の利用が施設を傷つける可能性があるため」、「健常者との共同利用が困難と判断するため」、「障害者が利用する際の用具等が整備されていないため」が 1 自治体 (4.2%)、「その他」が 2 自治体 (8.3%) であった。その他の 1 自治体は現時点ですべての施設が災害で利用不可となっているためである。また、原則、利用可能であるが施設の種類や状況によって、上記の理由で利用が制限される場合があることも示されていた。

表12-5 障がい者の施設利用が不可の理由について

項目	数 (n-24)	%
介助者がいない場合は不可としている	1	4.2%
障がい者に対応できる職員がいない	1	4.2%
安全確保ができない	1	4.2%
車椅子や補助具の利用が施設を傷つける可能性がある	1	4.2%
健常者との共同利用が困難と判断する	1	4.2%
障がい者の利用については受け入れていない	1	4.2%
障がい者が利用する際の用具等が整備されていない	1	4.2%
その他	2	8.3%

*利用可の自治体の回答も含む。

*その他は可能であるが現時点で不可となっている自治体も含む。

*原則、利用可能であるが施設の種類や状況によって制限される場合がある。

その他の内容は以下のとおりである。

- ・ 社会体育施設が全て使用できない状況になっている。
- ・ 施設の種類や状況によって利用制限がある。

○障がい者スポーツの実施について

【実施可能な種目について】

6. 施設で実施可能な障がい者スポーツ種目について（複数回答可）

問 6 貴施設で実施可能な障がい者スポーツ種目を教えてください。（該当する箇所にすべて○を付けてください。）

施設で実施可能な障がい者スポーツ種目は、「ボッチャ」が16自治体（66.7%）と最も多く、次に「テーブル」、 「ふうせんバレー」が14自治体（58.3%）、「卓球バレー」、 「ゴールボール」、 「シッティングバレーボール」、 「サウンドテーブルテニス」が10自治体（41.7%）、「ブラインドテニス」、 「車いすバスケットボール」、 「フロアバレーボール」が9自治体（37.5%）、「車いすテニス」が8自治体（33.3%）、「ハンドサッカー」、 「ブラインドサッカー」が6自治体（25.0%）、「ウィルチェアラグビー」、 「その他」が4自治体（16.7%）となっている。

表13-1 施設で実施可能な障がい者スポーツ種目について

項目	数 (n=24)	%
ボッチャ	16	66.7%
ティーボール	14	58.3%
ふうせんバレー	14	58.3%
卓球バレー	12	50.0%
ゴールボール	10	41.7%
シッティングバレーボール	10	41.7%
サウンドテーブルテニス	10	41.7%
グラウンドソフトボール(盲人野球)	9	37.5%
ブラインドテニス	9	37.5%
車いすバスケットボール	9	37.5%
フロアバレーボール	9	37.5%
車いすテニス	8	33.3%
ハンドサッカー	6	25.0%
ブラインドサッカー(ロービジョンフットサル含む)	6	25.0%
ウィルチェアーラグビー	4	16.7%
その他	4	16.7%

その他の内容は以下のとおりである。

- ・ 内壁の破損、ガラス割れ等、建物に重大な影響がない場合は利用可能と判断している。
- ・ 視覚障がい者卓球, 車いすアーチェリー, 車いす射撃, ブラインドサッカー, 水泳など。
- ・ 車いす競技は使用できない。他の競技についても施設は使用できるが競技用品は持ち込みとなる。
- ・ 水泳、エアロビクス。
- ・ 特に制限無し。
- ・ 提案があればその都度対応している。

7. 施設で今後実施（充実させたい）したい障がい者スポーツ種目について（複数回答可）

問7 貴施設で今後実施（充実させたい）したい障がい者スポーツ種目を教えてください。（該当する箇所にすべて○を付けてください。）

施設で今後実施（充実させたい）したい障がい者スポーツ種目については、「ボッチャ」が

9自治体（37.5%）と最も多く、次に「車いすバスケットボール」、「シッティングバレーボール」が5自治体（20.8%）、「その他」が4自治体（16.7%）、「グラウンドソフトボール」、「車いすテニス」、「ゴールボール」が3自治体（12.5%）、「ティーボール」、「ブラインドテニス」、「フロアバレーボール」、「卓球バレー」、「ハンドサッカー」が2自治体（8.3%）、「サウンドテーブルテニス」、「ブラインドサッカー」、「ふうせんバレー」、「ウィルチェアラグビー」が1自治体（4.2%）となっている。

表13-2 施設で今後実施（充実させたい）したい障がい者スポーツ種目について

項目	数 (n=24)	%
ボッチャ	9	37.5%
車いすバスケットボール	5	20.8%
シッティングバレーボール	5	20.8%
その他	4	16.7%
グラウンドソフトボール(盲人野球)	3	12.5%
車いすテニス	3	12.5%
ゴールボール	3	12.5%
ティーボール	2	8.3%
ブラインドテニス	2	8.3%
フロアバレーボール	2	8.3%
卓球バレー	2	8.3%
ハンドサッカー	2	8.3%
サウンドテーブルテニス	1	4.2%
ブラインドサッカー(ロービジョンフットサル含む)	1	4.2%
ふうせんバレー	1	4.2%
ウィルチェアラグビー	1	4.2%

その他の内容は以下のとおりである。

- ・ 視覚障がい者卓球，車いすアーチェリー，車いす射撃，ブラインドサッカー，水泳。
- ・ 使用出来る競技用品を揃えたい。
- ・ 種目を問わずにその都度の問い合わせがあり、それを施設側が使用可と判断し受け入れを行った都度に快適にご利用いただけるような方策を考えている。
- ・ 障がい者陸上競技。

○障がい者スポーツの普及について

8. 障がい者スポーツの普及への取り組みについて（複数回答可）

問 8 障がい者スポーツの普及への取り組みについて教えてください。（該当する箇所すべて○を付けてください。）

障がい者スポーツの普及への取組については、「特に行っていない」が15自治体(62.5%)で最も多く、次に「障がい者スポーツの体験会」が4自治体(16.7%)であった。「障がい者スポーツ・パラリンピックに関する展示」、「その他」が3自治体(12.5%)となっている。「障がい者スポーツ・パラリンピックに関する資料作成、配布」、「障がい者アスリート・パラリンピアンと来場者の交流」、「障がい者スポーツ・パラリンピックの放映」が1自治体(4.2%)であった。

表14-1 障がい者スポーツの普及への取り組みについて

項目	数 (n=24)	%
特に行っていない	15	62.5%
障がい者スポーツの体験会	4	16.7%
障がい者スポーツ・パラリンピックに関する展示	3	12.5%
その他	3	12.5%
障がい者スポーツ・パラリンピックに関する資料作成、配布	1	4.2%
障がい者アスリート・パラリンピアンと来場者の交流	1	4.2%
障がい者スポーツ・パラリンピックの放映	1	4.2%
障がい者スポーツ団体の紹介	0	0.0%
障がい者スポーツ指導関連資格取得のための講習会の開催	0	0.0%
障がい者スポーツ審判員養成講座の開催	0	0.0%

その他の内容は以下のとおりである。

- ・ 障がい者スポーツ大会開催の受け入れ等パラアスリートホッケー世界大会（コロナにより中止）
- ・ 総合型地域スポーツクラブにおいては、障がいの有無に関わらず共にスポーツを楽しむため障がい者相談支援事業所を活用し指導者講習会を開催。
- ・ 障がい者スポーツ指導関連資格取得のための講習会の開催、障がい者スポーツの体験会を実施検討中。

9. 障がい者スポーツの普及の告知方法について（自由記述）

問9 告知方法を教えてください。自由記述。

障がい者スポーツの普及をどのように告知しているかについては、以下のように回答された。

- ・ 開催に関し予算等の確保は済んでいたが、中止となったため、その時点までの広報活動は行っていない。
- ・ 所属クラブに文書を通知。
- ・ ホームページ、小中学校へのチラシ配り、広報誌。
- ・ 市内広報誌での告知、市内関係団体への開催のお知らせ。
- ・ 市のスポーツ推進委員の研修会で実施。
- ・ 町広報誌。
- ・ 町広報誌、町ホームページ、各種関係団体への通知。

8. 考察

本調査は、障がい者が地域の身近なスポーツ施設を利用して、スポーツに親しみ、健康で豊かな生活を享受することを目的としている。すなわち、障がい者が特別な障がい者専用のスポーツ施設を利用するだけでなく、障がいのない人たちと同じように、生活拠点である地域社会で気軽にスポーツに取り組むことができるスポーツ環境を明らかにすることである。

そこで、本調査では、Q 県内すべての市町村に公共の社会体育施設（スポーツ施設）における障がい者の利用についてアンケート調査を実施し 24 自治体から回答を得た。

以下、調査の結果を受けて考察する。なお、本調査の回答は 24 自治体と少数であることから、調査結果は一定の傾向にとどめる。特に調査結果の数や割合等については、一般化することは難しいことを留意されたい。

8-1 地域における体育施設の設置状況について

【体育施設の設置状況（2~23 頁）】

多目的広場、体育館、野球場・ソフトボール場、水泳プール、トレーニング場については 7~8 割の自治体で設置され、設置数も自治体規模（人口数など）によって 1 施設から 50 施設となっていた。また、トレーニング場が設置されている場合、体育館併設が多かった障がい者の生活拠点である地域でスポーツを実施する際に多目的広場、体育館などについては使いやすい環境ができているといえるのではないだろうか。

【障がい者の施設利用について（23~27 頁参照）】

今回の調査で回答された 24 自治体では、障がい者の利用は原則可能であり、不可と回答された 1 自治体についても災害で施設自体の利用ができないためであった。その他については、一部制限（条件有り）が 2 自治体となっていた。一部制限の中で、不可となる場合の理由は、「介助者がいない場合は不可としている」、「障がい者に対応できる職員がいない」、

「安全確保ができない」、「車椅子や補助具の利用が施設を傷つける可能性があるため」、「健常者との共同利用が困難と判断するため」、「障害者が利用する際の用具等が整備されていないため」が1自治体であった。

つまり、回答された自治体のすべてで障がい者の施設利用は可能であることがわかった。ただし、施設利用に際して、実施される内容等により制限される施設もあるため確認が必要である。

【バリアフリー設備について (2~23 頁)】

各施設のバリアフリー設備については、多目的トイレ、車いす駐車場、スロープ、手すりが多く設置されていた。また、体育館はバリアフリー設備が充実している傾向があった。

さらに、点字案内、音声案内、簡易昇降機については設置されている施設がほとんどない状況であった。なお、バリアフリー設備は複数施設が存在する自治体で、それぞれの施設で異なることもわかった。つまり、施設の新旧などでバリアフリー設備の状況は異なる傾向がみられた。

【障がい者の施設利用料金について (24~25 頁)】

約 8 割弱の自治体が健常者と同一料金であった。すべての障がい者は減額対象が 3 自治体と少なく、すべての障がい者は無料、特定地域に在住、在勤する障がい者は減額対象となるのは 1 自治体であった。

障がい者の施設利用料金については、日頃からスポーツに親しむきっかけや、継続してスポーツに取り組むことで健康で豊かな生活を享受するためにも、減免措置など今後の課題として挙げられるのではないだろうか。ただし、障がい者の自立と共生社会(実現を目指す)の観点から、特に施設利用料金の区別をしないという考えもあるだろう。この点は、それぞれの自治体で、検討することも必要であろう。

【障がい者の施設利用の際の内容確認などについて (25~27 頁)】

約 5 割の自治体で障がい者の施設利用に際して障がい種別や障がい程度など個人の障がいについては確認されていない。約 4 割の自治体で障がいについての確認ではなく、スポーツ内容の確認が行われていた。さらに、約 3 割の自治体で介助者の有無や障がい種別について確認されていた。

上記内容を確認する理由については、最も多いのが①サポート体制の確認、次に、②合理的配慮、③障がい者の利用料金の適用、そして、④障がい者スポーツの貸し出し用具の数など、の順となっている。

障がい者が安心安全にスポーツに取り組むためにも、障がいの理解が必要であると考えられる。そのためには、一定の障がいについての確認も必要ではないだろうか。ただし、人権擁護や個人情報保護の観点からも、それぞれの自治体で障がい者への何らかの確認をする際

には丁寧な説明（責任）が必要である。

8-2 障がい者スポーツの実施について

【実施可能な種目について・充実させたい種目（27~31頁）】

施設で実施可能な障がい者スポーツ種目は、「ボッチャ」が最も多く、次に「ティーボール」、「ふうせんバレー」であった。また、「卓球バレー」、「ゴールボール」、「シッティングバレーボール」、「サウンドテーブルテニス」も上位となっていた。

次に、充実させたい種目としては、「ボッチャ」が最も多く、次に「車いすバスケットボール」「シッティングバレーボール」などであった。

各自治体では、今後、障がい者がスポーツを選択できるように、幅広い種目に対応していくことが望まれる。しかし、充実させたい種目として用具や備品、設備の問題など、課題もあると考えられる。

8-3 障がい者スポーツの普及について

【今後の障がい者スポーツの普及（30~31頁）】

障がい者スポーツの普及については、「特に行っていない」自治体が最も多いことがわかった。取り組みの具体例としては、「障がい者スポーツの体験会」、「障がい者スポーツ・パラリンピックに関する展示」であった。障がい者スポーツの普及への取り組みについては、課題が多いといえる。

障がい者が生活する身近な地域社会で気軽にスポーツに取り組むためにも、障がい者がスポーツを知る、観る、実践してみる、といった、取り組みが必要である。自分が生活する地域でどのようなスポーツができるのか、また、実践してみたいスポーツは地域でできるのかなどの情報発信が求められる。

障がい者だけでなく、高齢者や子ども、大人を問わず、地域社会でどのような社会体育施設があり、どのようなスポーツ種目ができるのかを社会に発信していくことも自治体には期待したい。結果として、インクルーシブ・スポーツの発展に繋がるのではないだろうか。

障がい者スポーツコンソーシアム「しょうがいスポーツリンケージくまもと」

調査担当者：永野典詞（九州ルーテル学院大学）

西田由実（NPO法人A-l i f eなんかん）

令和4年2月

本報告書は、スポーツ庁の委託事業として、NPO 法人 A-life なんかんが実施した令和3年度「障害者スポーツ推進プロジェクト(地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)」の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等にはスポーツ庁の承認手続きが必要です。